

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年11月13日（令和5年（行個）諮問第259号）

答申日：令和6年9月18日（令和6年度（行個）答申第87号）

事件名：特定日に特定労働基準監督署で行った本人に対する療養補償給付不支給処分決定に係る文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和5年特定月日に特定労働基準監督署長で下った、請求人に対する療養補償給付たる療養の費用不支給処分の決定に至った参考とすべき全ての書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月25日付け大個開第5-240号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

会社の質疑応答の部分であろう箇所が、ほぼ全て黒ぬりされている為。特定職員A氏と私との間に、少し認識のズレがある。

全く同じ内容の書面が何組も入っているのは、なぜですか。

黒ぬりされている部分に重要な質疑応答があり、黒ぬりされていない部分以外は、すでに情報公開以前に知っているものばかりです。

黒ぬりされている部分に、この労災請求の本質がかくされています。

特定労働基準監督署の決定理由の、「令和3年特定月からさかのぼって6ヶ月以内に起こった出来事」についても、黒ぬりされているはずで

（2）意見書

（前略）現在私は、労災申請に対して特定労働基準監督署の下した結果に対し、審査請求中でありますので、基本的には全ての情報開示を求

めます。（中略）

私が特定疾病を発病した時期を特定労働基準監督署は、令和３年特定月頃と決定しております。

しかし、私が特定職員Ａ氏や担当審査官Ｂ氏に提出した資料や主張した内容、在職中の記憶を冷静に振り返ると、発病時期を令和３年特定月頃と決定するのは、かなり乱暴だと思います。（中略）

ア ①の一見文書について（審査会注（以下同じ）・別表１－②，１５頁）

誰に何を電話聴取したのかが分かれば、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

電話聴取した相手が何を申述したのかもわかれば、私はさらに審査官に対して意見を述べるができる可能性があります。

イ ②の一見文書について（別表２－②，４頁）

私の申述した内容に対する調査結果がわかれば、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

病院の調査結果が分かれば、私の発病時期に関する事が具体的に分かるかもしれません。是非情報開示して下さい。

余談になりますが、「請求人の申述」欄の記述部分に、（省略）がいくつか使われているのはとても不快に感じます。省略する必要性の見当がつかないからです。より説得力のある一见文書にするのであれば、省略はしないのではないのでしょうか。

ウ ③の一見文書について（別表２－②，５頁）

（上司とのトラブルがあった（特定個人 退職））の項目で、証言者の氏名と証言内容がマスキングされているように見えます。

情報開示していただけると、私の記憶とすり合わせて当時のことが鮮明に判断できると思われます。

今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

エ ④の一見文書について（別表２－②，３頁）

証言者の氏名と証言内容、その他のことがマスキングされているように見えます。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

オ ⑤の一見文書について（別表２－②，６頁）

調査結果が全てマスキングされています。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

カ ⑥の一見文書について（別表２－②，７頁）

調査結果と認定事実の証言者の氏名と証言内容がマスキングされています。

情報開示していただけると、証言者の言い分が理解できるものかどうかを、当事者である私が判断できますので、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

キ ⑦の一見文書について（別表２－②，８頁）

調査結果が全てマスキングされています。

調査結果がわかれば、私が過去の記憶をたどって何か主張することができるかもしれません。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ク ⑧の一見文書について（別表２－②，９頁）

認定事実の一部がマスキングされています。

証言者と証言内容，その他の付随するものがわかれば，当事者である私が納得できる内容であるかどうか判断することができます。

情報開示していただけると，今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ケ ⑨から⑪の一見文書について（別表２－②，１０頁ないし１２頁）

⑪の認定事実の根拠となる調査結果が全てマスキングされています。

仮に調査結果に不備や証言者のウソがあったとすれば，私は反論や証拠となるものを提出することができます。

情報開示していただけると，今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

コ ⑫から⑭の一見文書について（別表２－③，１４頁ないし１６頁）

いずれも，医師の特定疾病に対する診断根拠や発病時期の診断根拠，発病原因の診断根拠についての部分がマスキングされています。

前述したように，私は発病時期が令和３年特定月下旬頃であるとは考えていません。

情報開示していただけると，今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

サ ⑮の一見文書について（別表２－②，１７頁）

会社で上司に言われたことについて，調査した過程の部分がマスキングされています。

調査過程や関係者の証言を知らされずに，結論だけを知らされても私は納得できません。

もし仮に，調査過程の不備や関係者がウソの証言をしていたとすれば，私は反論や証拠を提出することができます。

情報開示していただけると，今後の審査請求に良い影響を与えてく

れるかもしれません。是非情報開示して下さい。

シ ⑯の一見文書について（別表２－②，１８頁）

私の内面的な傾向について、おそらくですけども、会社の関係者が証言をしている部分がマスキングされているのでしょうか。仮にそうであるならば、私は会社の従業員と仕事以外での関わりはないので、証言していること自体が不思議です。

私の内面的な傾向については、会社の者よりかは私の方がよく知っています。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ス ⑰の一見文書について（別表２－②，２８頁）

一见文書の内の資料の６，７，８が何についての聴取書なのかがマスキングされていてわかりません。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

セ ⑱の一見文書について（別表５－③，４頁）

私の特定疾病に関連する会社での出来事や、事業場としての意見の部分がマスキングされています。

もし仮に、会社がウソの申述をしているのであれば、私は反論やそれを裏付ける証拠を提出することができるかもしれません。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ソ ⑲の一見文書について（別表５－④，２２頁ないし５６頁）

会社の提出物が３５ページ全てマスキングされているのでしょうか。（別表の５－④？）

何が記述されているのか、全く分かりません。

３５ページ全て情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

タ ⑳の一見文書について（別表５－④，２０８頁ないし２７５頁）

会社の提出物が６８ページ全てマスキングされているのでしょうか。（別表の５－⑤？）

何が記述されているのか、全く分かりません。

６８ページ全て情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

チ ㉑から㉓の一見文書について（別表６－①，１頁ないし８３頁）

誰かに対しての調査官が質問した内容が記述されているのでしょうか。（別表の６－①？）

もし仮に、調査官の質問した内容に不備があった場合、私は指摘す

ることができます。

83ページ全て情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ツ ②④の一見文書について（別表7－②，2頁，3頁）

特定医療機関Xの担当医の意見書の4，5，6がマスキングされています。

前述したように、私の特定疾病の発病時期は、令和3年特定月頃だとは考えられないのです。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

テ ②⑤の一見文書について（別表7－②，24頁，25頁）

特定医療機関Yの担当医の意見書の4，5，6がマスキングされています。

前述したように、私の特定疾病の発病時期は、令和3年特定月頃だとは考えられないのです。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ト ②⑥の一見文書について（別表7－②，43頁，44頁）

特定医療機関Zの担当医の意見書の3，4，5，7がマスキングされています。

前述したように、私の特定疾病の発病時期は、令和3年特定月頃だとは考えられないのです。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ナ ②⑦の一見文書について（別表7－③，52頁）

医師に対する聴取書でしょうか。聴取内容がマスキングされています。（別表の7－③？）

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ニ ②⑧の一見文書について（別表8－③，3頁ないし60頁）

病院の診療報酬などの明細書でしょうか。（別表の8－③？）

病院の診療報酬には興味はありませんが、もしほかの何かがマスキングされているのであれば、情報開示してもらいたいです。

58ページ全て情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ヌ ②⑨の一見文書について（別表9－②，③，2頁ないし5頁）

労災医員の意見書でしょうか。（別表の9－①，②，③？）

上記してきた事柄に重複していますが、大阪労働局労災医員の下部

(氏名?) 以外のマスキング部分以外(原文ママ)は情報開示してもらいたいです。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

ネ 別表の文書番号5の中に連続して2枚のA4用紙一面全てマスキングされたものがあります。この2枚の一見文書について(文書5-③, 9頁, 10頁)

事業場の提出資料であることは分かるのですが、何について書かれているのかが全く見当もつきません。

情報開示していただけると、今後の審査請求に良い影響を与えてくれるかもしれません。是非情報開示して下さい。

(中略) 基本的には全ての情報開示を求めています。

(後略, 資料略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、開示請求者として、令和5年6月7日付け(同月9日受付)で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁は令和5年7月25日付け大個開第5-240号により部分開示決定(原処分)を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年8月1日付け(同月4日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示部分とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について
(略)

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条1項2号該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①, 2の④, 3の①, 5の⑤, 7の①, 8の①及び9の①の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条1項2号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②、２の②、６の①、７の③及び９の③の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法７８条１項２号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の③、７の②及び９の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医等が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には、当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法７８条１項２号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

イ 法７８条１項３号イ及びロ該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号５の②及び８の②の不開示部分は、特定法人の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法７８条１項３号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の①、５の①及び５の③の不開示部分は、特定法人の組織に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法７８条１項３号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号５の④及び８の③の不開示部分は、特定法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法７８条１項３号ロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 法７８条１項７号柱書き該当性

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 1 の②、2 の②、6 の①、7 の③及び 9 の③は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 2 の③、7 の②及び 9 の②の不開示部分は、本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき、主治医が作成した意見書の内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合には、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的な申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、当該情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号 5 の③の不開示部分は、特定法人の組織及び業務内容等に関する情報であり、当該法人が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報を開示することにより、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとされているものであることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

加えて、当該不開示部分に関する情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該法人に理解と協力を

求めた上で得られたものであることから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(エ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号５の④及び８の③の不開示部分は、特定法人において一般に公にしていない内部情報であり、行政機関の要請を受けて、提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提出されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記イ（ウ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合には、このことを知った法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

４ 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、別表中「２ 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分」欄に掲げる情報であって、同表中「法７８条１項各号該当性」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「２ 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法７８条１項各号該当性」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 令和５年１１月１３日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月２２日 | 審議 |
| ④ 令和６年１月１２日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ⑤ 同年８月３０日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

⑥ 同年9月11日

審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報 を特定し、その一部について、法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分のうち、その一部（別表の2欄の「該当部分」欄に掲げる不開示部分のうち、「法78条1項各号該当性」欄に「新たに開示」と記載された部分）を新たに開示することとするが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による療養補償給付の支給に関する処分の取消しを求めるとして、大阪労働者災害補償保険審査官に対して労働者災害補償保険法に基づく審査請求を行っており、これにより、原処分より前に、審査請求人に対して特定労働基準監督署長の意見書（以下「署長意見書」という。）が送付されているとのことであった。そうすると、審査請求人は、原処分より前に、署長意見書に記載されている内容を承知しているものと認められることから、以下の検討においては、署長意見書の内容も踏まえることとする。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番6の別表の4欄に掲げる部分は、労災補償給付支給請求書（以下「請求書」という。）に記載された、診療担当者の氏名及び印影である。請求書は、労災補償給付の支給を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、所轄労働基準監督署長に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則12条の2）。このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、請求書の記載の一部であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

また、通番12の別表の4欄に掲げる部分は、意見書に記載された医師の自署及び印影であり、請求書に記載されたものと同じものであると認められる。個人の自署及び印影については、当該個人の氏名を知り得るとしても開示する慣行があるとは認められないとすることが通例であるが、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番１１の別表の４欄に掲げる部分は、特定労働基準監督署の調査官が、関係者に聴取を行った聴取書の記載の一部である。また、通番４及び通番１８の別表の４欄に掲げる部分は、調査結果復命書及び労災医員の意見書に引用された、当該聴取の内容である。当該部分は、署長意見書に同旨の記載があるため、審査請求人が知り得る情報であると認められる。このため、当該部分はこれを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、当該部分のうち審査請求人の上司の職氏名は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている審査請求人の申述内容から審査請求人が知り得る情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番８の別表の４欄に掲げる部分は、本件労災請求に関する調査のため、特定労働基準監督署調査官の依頼を受け、特定事業場から提出された送付状の一部である。当該部分は、提出された資料名の記載であるが、原処分において開示された情報から推認できる情報であり、審査請求人の知り得る情報であると認められる。

当該部分はこれを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、労働基準監督署が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番９の別表の４欄に掲げる部分は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料である特定事業場の就業規則、時間外労働・休日労働に関する協定（以下「３６協定」という。）である。

就業規則及び３６協定は、労働基準法１０６条１項により事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、同事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、これを

開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号ロ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番１０の別表の４欄に掲げる部分は、特定事業場の組織図のうち審査請求人の配属先部署の従業員の職氏名及びその職制上の上司の職氏名、作業分担表に記載された従業員の姓、１か月分の「残業時間申請用紙」に押印された上司の姓の記載されたスタンプ並びに「特別出退勤申請書」に記載された連絡を受けた者の氏名であり、審査請求人が従事していた業務等の内容が分かる資料として、特定事業場が提出した資料に含まれるものである。当該部分は、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番１６は、医療関係資料であり、具体的には審査請求人が受診した医療機関に係るレセプトである。すなわち、特定労働基準監督署の照会に応じて特定の健康保険組合が回答した、審査請求人が受診した医療機関に係る審査請求人のレセプト情報である。

当該部分は、審査請求人本人の受診歴の情報であり、同人が知り得る情報であると認められ、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号ロ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(２) その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項２号該当性について

通番１，通番５，通番６，通番１０，通番１２，通番１４及び通番１７の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）は、調査結果復命書、事業場提出資料、医師意見書等に含まれる、特定事業場等の従業員又は医師の氏名及び印影であり、法７８条１項２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イな

いしハのいずれにも該当する事情は認められない。

当該部分のうち、通番１７の地方労災医員の氏名については、その職務遂行に係る情報として、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成１７年８月３日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされているが、その署名まで開示する慣行があるとは認められない。その余の部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、法７８条１項２号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法７９条２項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法７８条１項２号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項２号及び７号柱書き該当性について

通番２，通番４，通番１１，通番１３及び通番１８の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）は、調査復命書，医師の意見書及び関係者の聴取書に記載された，特定監督署の担当官が関係者から聴取した内容及び主治医の意見等であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は，これを開示すると，労災給付請求者からの批判等を恐れ，被聴取者及び医師が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となり，労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法７８条１項７号柱書きに該当し，同項２号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法７８条１項３号イ該当性について

通番３及び通番７①は特定事業場の労働者数である。当該部分は，特定事業場の内部管理情報であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

通番７②及び通番１５は，特定事業場及び特定健康保険協会から特定監督署に提出された資料に押印された法人の印影である。これらの印影は，書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして，これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は，これを開示すると，当該法人の権利，競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法７８条１項３号イ及び７号柱書き該当性について

通番８の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）は、本件労災請求に関して特定事業場から提出された資料等であり、当該特定事業場の内部情報及び本件労災請求に関する特定事業場の意見等が記載されている。当該部分は審査請求人の知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項３号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法７８条１項３号ロ及び７号柱書き該当性について

通番９は、特定事業場から監督署宛てに提出された事業場提出資料の一部である。通番９の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）は、同種労働者と業務量が比較できる資料であり、特定事業場における内部管理情報であると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務に関して正確な事実関係の把握が困難になり、同機関が行う当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法７８条１項７号柱書きに該当し、同項３号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

３ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４ 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した保有個人情報の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象保有個人情報を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した保有個人情報

が記録された文書の名称を具体的に記載すべきであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同項3号ロについて判断するまでもなく不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書 番号及び 文書名	2 諮問庁がなお不開示とすべきと している部分		3 通 番	4 2 欄のうち開示すべ き部分
	該当部分	法 7 8 条 1 項各号該当 性		
1 請求書 等資料 一式①	① 1 1 頁 氏名・印影 1 2 頁 印影	2 号	1	1 1 頁
	② 1 5 頁 聴取内容	2 号, 7 号 柱書き	2	—
	③ 1 5 頁 発信年月日 不開示部分	新たに開示	—	—
2 調査復 命書等	① 1 頁 労働者数	3 号イ	3	—
	② 2 頁ないし 4 頁, 6 頁 ないし 1 2 頁, 1 7 頁, 1 8 頁, 2 8 頁 聴取内 容	2 号, 7 号 柱書き	4	2 頁, 3 頁, 7 頁「調査 結果」欄 1 行目, 4 行 目, 5 行目, 6 行目 1 3 文字目ないし 1 0 行目, 「認定事実」欄全て, 8 頁令和 3 年 1 1 月欄 1 行 目, 5 行目ないし 1 2 行 目, 1 5 行目 3 文字目な いし 1 6 行目, 9 頁 9 行 目ないし 1 4 行目, 1 7 頁全て, 2 8 頁資料 N o. 6 不開示部分
	③ 1 4 頁ないし 1 6 頁 医師の意見			
	④ 2 0 頁 氏名	2 号	5	—
	⑤ 1 6 頁, 1 7 頁 匿名 化文字	新たに開示	—	—
3 請求書 等資料 一式②	① 2 頁 氏名・印影	2 号	6	2 頁「診療担当者」欄氏 名・印影
5 事業場 提出資 料	① 2 頁 労働者数	3 号イ	7	—
	② 2 頁 法人の印影			
	③ 4 頁, 5 頁, 9 頁, 1 0 頁, 2 7 6 頁ないし 2 8 0 頁 不開示部分	3 号イ, 7 号柱書き	8	2 7 6 頁項番⑤及び⑪不 開示部分

		④ 22 頁ないし 56 頁， 208 頁ないし 275 頁 不開示部分	3 号ロ， 7 号柱書き	9	22 頁ないし 56 頁
		⑤ 18 頁， 168 頁ない し 170 頁， 172 頁な いし 200 頁， 氏名， 印影 57 頁， 63 頁 氏名 58 頁， 59 頁， 79 頁， 81 頁， 108 頁な いし 167 頁， 171 頁 印影	2 号	10	18 頁左から 8 枠目， 9 枠目， 57 頁「作業担当 者」欄 1 行目， 3 行目， 5 行目， 7 行目， 9 行 目， 108 頁ないし 11 1 頁の「事前印」欄， 1 67 頁ないし 200 頁の 「電話連絡受者」欄
6	聴取書 等	① 1 頁ないし 83 頁 聴 取内容	2 号， 7 号 柱書き	11	1 頁， 2 頁 3 行目， 4 行 目， 24 頁 3 行目ないし 8 行目， 27 頁 18 行目 最終文字ないし 21 行目
		② 2 頁， 31 頁， 58 頁 年月日	新たに開示	—	—
7	医師意 見書等	① 2 頁， 43 頁 氏名・ 印影 24 頁 氏名	2 号	12	2 頁氏名， 印影
		② 2 頁， 3 頁， 24 頁， 25 頁， 43， 44， 医師の意見 ③ 52 頁 聴取内容	2 号， 7 号 柱書き	13	—
		④ 52 頁 発信年月日	新たに開示	—	—
8	診療報 酬明細 書等	① 2 頁 氏名	2 号	14	—
		② 2 頁 法人の印影	3 号イ	15	—
		③ 3 頁ないし 60 頁 不 開示部分	3 号ロ， 7 号柱書き	16	全て
9	労災医 員意見 書	① 2 頁 氏名	2 号	17	—
		② 2 頁ないし 3 頁 医師 の意見	2 号， 7 号 柱書き	18	4 頁全て， 5 頁 1 行目な いし 4 行目
		③ 3 頁ないし 5 頁 聴取 内容			

		④ 2 頁ないし 5 頁 匿名 化文字	新たに開示	—	—
--	--	------------------------	-------	---	---

(注 1) 不開示部分のない，文書番号 4「不支給決定通知等」の記載は省略した。

(注 2) 当審査会事務局において，2 欄の記載方法を整理し，軽微な誤記を修正した。